

福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 27 号

福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

福島市国民健康保険税条例（昭和39年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第5条中「20,700円」を「21,700円」に改める。

第6条の3中「7,800円」を「9,500円」に改める。

第14条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第1号ア中「14,490円」を「15,190円」に改め、同号ウ中「5,460円」を「6,650円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同号ア中「10,350円」を「10,850円」に改め、同号ウ中「3,900円」を「4,750円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「56万円」に改め、同号ア中「4,140円」を「4,340円」に改め、同号ウ中「1,560円」を「1,900円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,105円」を「3,255円」に改め、同号イ中「5,175円」を「5,425円」に改め、同号ウ中「8,280円」を「8,680円」に改め、同号エ中「10,350円」を「10,850円」に改め、同項第2号ア中「1,170円」を「1,425円」に改め、同号イ中「1,950円」を「2,375円」に改め、同号ウ中「3,120円」を「3,800円」に改め、同号エ中「3,900円」を「4,750円」に改める。

第15条第3項中「第1項第2号」の次に「及び第3号」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福島市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。